

令和6年度
中西条浄水場外運転管理等業務委託
プロポーザル募集要領（公募型）

加古川市上下水道局
施設課
（令和6年）

1 趣旨

加古川市上下水道局（以下「局」という。）は中西条浄水場外水道施設の運転管理について、水道事業経営の効率化を図るために、現在、民間事業者へ委託しているが、令和7年3月末をもって委託契約が満了となることから、令和7年4月以降の業務受注者を選定する必要がある。

本業務の実施にあたっては、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名：中西条浄水場外運転管理等業務委託

(2) 業務の目的：水道事業経営の効率化を図るため

(3) 業務内容：

- <1>運転管理業務
- <2>水質管理業務
- <3>汚泥処理業務
- <4>環境整備業務
- <5>清掃管理業務
- <6>小規模修繕業務
- <7>緊急対応業務
- <8>市内水源地等水道施設機械警備業務
- <9>中西条浄水場 沈澱池・ろ過池・流入渠清掃業務
- <10>中西条浄水場外 水質監視設備保守点検業務
- <11>中西条浄水場 排水処理設備保守点検業務
- <12>水質連続監視装置魚類センサー保守点検業務
- <13>中西条浄水場外 ポンプ設備保守点検業務
- <14>除草作業
- <15>消防設備・消火器法定点検業務
- <16>浄化槽保守点検業務
- <17>エレベーター遠隔監視メンテナンス業務
- <18>管理棟自動ドア保守点検業務
- <19>中西条浄水場 施設見学案内業務
- <20>中西条浄水場 上水汚泥収集運搬業務
- <21>中西条浄水場 電動門扉保守点検業務
- <22>管末残塩管理業務
- <23>水質検査採水業務
- <24>市内水道施設 機器緊急点検業務
- <25>市内水道施設 害虫駆除等業務

※なお、上記業務のうち、〈1〉〈2〉〈7〉〈22〉〈23〉については再委託は不

可とし、それ以外の業務については再委託は可とする。

(4) 履行期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 施行予定額（予算額）

950,915,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、中西条浄水場外運転管理等業務委託プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

(1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに局に参加申込みをし、局から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

(2) 参加者は、指定期日までに局に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。

(3) 局は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。

(4) 上記(3)の期間内に局と契約候補者との協議が整わない場合は、局は次点者と協議を行うものとする。

(5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「16 日程及び提出書類等」のとおりとする。

7 参加資格要件

参加希望者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

技術者等の資格	(1) 水道技術管理者の資格を有する者が、3名以上在籍すること。 (2) 総括及び主任業務員は、「2 業務の概要」における〈1〉〈2〉〈7〉〈22〉〈23〉と同種又は類似の業務について、3年以上の実務経験を有する常時雇用関係にある正社員を配置すること。
入札参加資格	加古川市水道事業及び下水道事業契約規程(平成10年水道事業管理規程第5号)第2条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 (4) 加古川市水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
入札参加停止措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市上下水道局指名停止基準(平成13年水道局訓令第6号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
業務実績	上水道浄水施設(日量浄水処理能力2万5千立方メートル以上の河川表流水を凝集沈澱・急速ろ過にて処理する施設)の運転管理業務委託で平成26年4月以降に、元請として2年以上の業務実績があること。
現場見学会への出席	局が開催する現場見学会に出席していること
経営の安定性	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。 ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
契約の相手方としての適格性	加古川市上下水道局契約からの暴力団排除に関する要綱(平成24年3月30日水道事業管理者決定)に規定する暴力団等でないこと。
その他	・加古川市水道事業及び下水道事業契約規程(平成10年水道事業管理規程第5号)、中西条浄水場外運転管理等業務委託プロポーザル募集要領等を熟知のうえ、無効となる参加申込とならないよう参加に必要な手続き及び注意事項を遵守すること。 ・その他管理者が必要と認める事項を遵守すること。 ・その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

8 現場見学会

具体的な業務内容等について参加希望者の理解を深め、局の意向に沿った企画提案書の提出を促すために、次のとおり現場見学会を開催する。

日時：令和6年8月21日(水)13時～17時40分

場所：加古川市上下水道局施設課(中西条浄水場)

住所：加古川市八幡町中西条739番地

(現場見学会への参加を希望する者は、開催の前日までに「19 問い合わせ先」へ電話で連絡のこと。)

9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、「質問書」(様式 14) に質問事項を記載のうえ、令和 6 年 9 月 6 日 (金) 17 時までに、電子メールにより「19 問い合わせ先」宛に送信すること。メールの件名は「中西条浄水場外運転管理等業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて (会社名)」とすること。

(2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」(様式 15) により、参加者全員に電子メールで、令和 6 年 9 月 13 日 (金) までに回答する。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、局は回答しないことができるものとする。

10 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」(様式 2) に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり施設課 (中西条浄水場) に提出すること。

- ① 関係書類：
- ・ (様式 3) 会社概要票
 - ・ (様式 4) 業務実績調書
 - ・ 会社概要 (パンフレットなど任意)
 - ・ 参加資格要件に定める業務実績の分かる契約書仕様書等の写し
 - ・ 国税納税証明書 (その 3 の 3) (令和 6 年 3 月 1 日以降発行のもの)
 - ・ 加古川市市税確認承諾書
 - ・ 加古川市水道料金、下水道使用料確認承諾書
 - ・ 誓約書

② 提出先：「19 問い合わせ先」

③ 提出期限：令和 6 年 8 月 28 日 (水) 17 時 必着

④ 提出方法：直接持参または書留郵便とする。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日 (土・日曜、祝日を除く。) のうち、8 時 30 分から 17 時 15 分 (12 時から 13

時を除く。)までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※提出期限を過ぎたプロポーザル参加表明書は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに「19 問い合わせ先」に到着しなかったものは受け付けない。

(2) 資格審査

局は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」(様式5)又は「参加資格審査結果通知書」(様式6)により、令和6年9月4日(水)までに参加希望者に電子メールおよび文書にて通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、書面をもって施設課(中西条浄水場)に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式13)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに「19 問い合わせ先」に提出するものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び現場見学会での説明等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」(様式7)に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

別紙「中西条浄水場外運転管理等業務委託企画提案書作成要領」を参照の上、同要領に規定する項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とする。

③ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する(様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと)。金額は消費税及び地方消費税相当額(税率10%)を含む金額を記入すること。

(2) 提出部数

- ・ 正本 1部
- ・ 副本 7部

(3) 提出の期限、方法及び場所

- ・ 提出場所：「19 問い合わせ先」
- ・ 提出期限：令和6年9月20日(金)17時必着
- ・ 提出方法：直接持参または書留郵便とする。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日(土・日曜、祝日を除く。)のうち、8時30分から17時15分(12時から13時を除く。)までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに局に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、局が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 第1次審査(書類審査)通過者の決定

企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、第2次審査に進む者(以下「第1次審査通過者」という。)を選定する。

(1) 第1次審査通過者への通知

「プロポーザル選定委員会〔第1次審査〕結果並びに第2次審査について(通知)」(様式16)により通知する。

(2) 上記(1)以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会〔第1次審査〕結果について(通知)」(様式17)により通知する。

(3) 上記(1)及び(2)の通知は、審査終了後、令和6年10月9日(水)までに通知する。

- (4) 第1次審査通過者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって施設課（中西条浄水場）に説明を求めることができるものとする。

13 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

- (1) 第1次審査通過者を対象にプレゼンテーションを実施する。

※詳細は、各者に別途連絡する。

日程：令和6年10月下旬

場所：加古川市水道庁舎 4階 441会議室（予定）

加古川市野口町良野 398番地の1

時間：説明20分、質疑30分、総括10分を予定

- ア プレゼンテーションは、局に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。
- イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは局が用意する。
- ウ 参加者の出席者は4名以内とする。
- エ 局は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。
- オ 当該プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

- (2) プレゼンテーションの採点を第1次審査の採点に加味して契約候補者等を選定する。

- ア 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会〔第2次審査〕結果について（通知）」（様式18）により通知する。

- イ 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会〔第2次審査〕結果について（通知）」（様式19）により通知する。

- ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会〔第2次審査〕結果について（通知）」（様式20）により通知する。

- (3) 上記(2)の通知は、審査終了後、令和6年11月15日（金）までに通知する。

- (4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって施

設課（中西条浄水場）に説明を求めることができるものとする。

14 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙採点基準表により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

15 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

施設課（中西条浄水場）は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、局が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金

契約保証金については契約金額（長期継続契約においては契約金額の5年総額）の10分の1に相当する額以上を契約締結時に納付すること。ただし、候補者が加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成10年4月1日 水道事業管理規程第5号）第26条第1項各号のいずれかに該当する場合は当該条項により免除する。

16 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
現場見学会	令和6年8月21日（水） 開催の前日までに「19 問い合わせ先」まで連絡のこと	（電話で申し込み）	—

参加申込	令和6年8月28日(水)17時まで(必着)	様式2～様式4、必要書類	参加希望者⇒局
参加資格審査結果の通知	令和6年9月4日(水)までに発送	様式5又は様式6	局⇒参加希望者
質問締切	令和6年9月6日(金)17時まで	様式14	参加者⇒局
質問に対する回答	令和6年9月13日(金)までに	様式15 メールで回答	局⇒参加者
企画提案書等提出	令和6年9月20日(金)17時まで(必着)	様式7～様式10 企画提案書 } 正本1部 見積書等 } 副本7部	参加者⇒局
第1次選定結果の通知	令和6年10月9日(水)までに発送	様式16又は様式17	
プレゼンテーション	令和6年10月下旬	—	—
第2次選定結果の通知	令和6年11月15日(金)までに発送	様式18～様式20	局⇒参加者
契約候補者との協議	令和6年11月29日(金)まで	—	—
次点者との協議	令和6年12月6日(金)まで	—	—
契約締結日(予定)	令和6年12月上旬	(契約書)	—
業務の履行開始	令和7年4月1日(火)	—	—

※上記スケジュールは予定であり、変更となる可能性がある。

※契約候補者との協議が整った場合は、局は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

17 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

18 その他

(1) 参加希望者もしくは参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

- ④ 募集要領に定める方法以外で局職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと局が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
 - (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本局に帰属し、局は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
 - (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本局の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本局の許可なく開示できないこととする。
 - (5) 提出された企画提案書等は返却せず局の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
 - (6) 業務の履行開始前の事務引継等の準備期間に必要な費用は、すべて契約候補者の負担とする。
 - (7) 郵送等の事故については、局はいかなる責任も負わない。
 - (8) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜局が判断するものとする。

19 問い合わせ先

加古川市上下水道局施設課（中西条浄水場） 担当：田尾

住 所：〒675-1205 兵庫県加古川市八幡町中西条 739 番地

電 話：079-438-1324

F A X：079-438-1359

E-mail：jousui@city.kakogawa.lg.jp

以 上